

会報 栄養日本・礎 いしずえ

公益社団法人 日本栄養士会

CONTENTS

News & Topics	1
会務報告	5
総会報告	7
職域事業部のページ	11
都道府県栄養士会会長に聞く!!	17
編集後記	19

News & Topics

栄養士・管理栄養士の将来像

(公社)日本栄養士会 会長 小松 龍史

はじめに

栄養士・管理栄養士は人々の健康のためにあらゆるライフステージとあらゆる健康状態において栄養と食の専門職として活動してきました。2000年に栄養士法が改正され、新しい法の下で活動を展開しています。養成カリキュラムも新しくなり管理栄養士においては従前からの栄養士業務に加えて、人間栄養学の専門教育が求められ、対人業務による栄養マネジメントを中心とした役割強化が図られました。その結果、医療保険や介護保険などの分野において管理栄養士は対人業務が大幅に増加するとともに、医療関連諸制度において評価対象となり、専属的な業務が増加してきました。日本栄養士会は、上記のような制度上の栄養士・管理栄養士の業務内容の変化や資格制度の変化に対応するために、栄養士・管理栄養士が歩むべき方向性を「21世紀における管理栄養士等あり方検討会」の議論と栄養士法改正の趣旨を踏まえつつ、検討を重ね、活動を展開してきました。

1. 栄養士法における栄養士・管理栄養士について

現行の栄養士法では、第一条において栄養士と管理栄養士の定義が掲げられています。

栄養士法第一条

- ・この法律で**栄養士**とは、都道府県知事の免許を受けて、**栄養士**の名称を用いて、**栄養の指導**に従事することを業とする者をいう。
- ・この法律で**管理栄養士**とは、厚生労働大臣の免許を受けて、**管理栄養士**の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な**栄養の指導**、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための**栄養の指導**並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする**給食管理**及びこれらの施設に対する**栄養改善上必要な指導**等を行うことを業とする者をいう。

栄養士法第一条において栄養士は「栄養の指導」に従事することを業とする者とされ、管理栄養士は傷病者など特別に配慮が必要で、高度の専門的知識が求められる分野が具体的に示され、それらの分野における「栄養

の指導」を行うことを業とする者とされています。この中で私たちが注目しておく必要があるキーワードは「栄養の指導」です。この共通に用いられている言葉の持つ意味を十分に吟味する必要があると考えます。すなわち**栄養士**または**管理栄養士**の名称を用いて行う「**栄養の指導**」の本質的な意味合いは何かを明確にしておくことであります。

2. 「栄養の指導」について

栄養士・管理栄養士が行う「**栄養の指導**」を考える場合にまず「**栄養**」とは何かについて考えてみましょう。

栄養とは何か

生体内における生命現象を構成するエネルギーへの変換、生体を構成する種々の物質の合成・分解等の多様な化学反応を総称して**代謝**という。

生体が外部から食物を摂取し、そこに含まれる**栄養素**を体内に取り込み、代謝を通じて、生命を維持する一連の営みを**栄養**という。

つまり

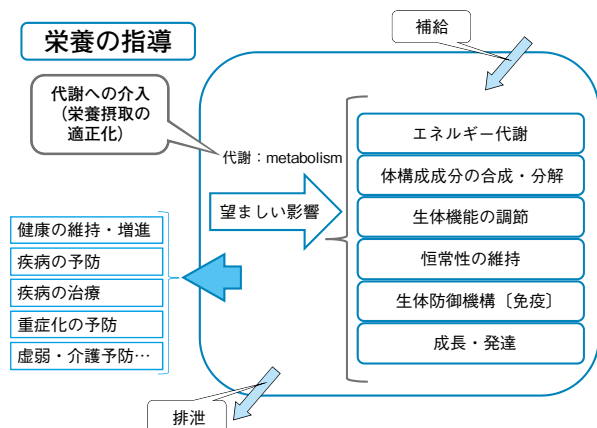
この**栄養**という営みによって、全てのライフステージにおいて生体の内部環境の恒常性が保たれ、生命活動に必要な多様な生体機能が維持され、健康的な生涯を全うすることができる。

「**栄養**」とは、摂取した食品中の**栄養素**やその他の成分が体内に取り込まれ、代謝を通じて人体のエネルギー源や構成成分、生理機能成分などの素材として、生体要求に従って利用され、生命を維持する多様な営みである、と言えます。この営みによって、生体の内部環境の恒常性が保たれ、生命活動に必要で多様な生体機能が維持され、生涯におけるライフサイクルを全うすることができるのです。もし、摂取する**栄養成分**に偏りや量的な過不足があり、その影響が人体の適応能力を超えた場合には健康を損ねることとなるでしょう。この**栄養**の定義を踏まえて、私たち**栄養士・管理栄養士**が業としている「**栄養の指導**」を定義する必要があります。すなわち、「**栄養の指導**」とは、「個人や集団に対して**栄養**や食に関する専門的知識や技術を用いて、エネルギーや**栄養素**の摂取量、生体機能に影響を及ぼす食品成分の摂取、食事タイミングや食事回数などの食べ方、あるいは**栄養補給法**などを調節し、対象者の**栄養代謝**や身体機能の調節過程に介入し制御すること。」と言えます。

栄養の指導とは

個人や集団に対して栄養や食に関する専門的知識や技術を用いて、エネルギーや栄養素の摂取量、生体機能に影響を及ぼす食品成分の摂取、食事タイミングや食事回数などの食べ方、あるいは栄養補給法などを調節し、対象者の栄養代謝や身体機能の調節過程に介入し制御すること。

この「栄養の指導」における本質的理解において
栄養士と管理栄養士の区分はない



栄養士法でいう「栄養の指導」はこの定義により、明確で端的に表現することができます。「栄養の指導」により栄養状態の改善強化、疾病の予防、疾病の重症化予防などを図ることができるのです。すなわち栄養士や管理栄養士の使命はここにあると言えます。

そして、この本質的な「栄養の指導」は栄養士法では、栄養士・管理栄養士共通の業務であって、2つの資格に本質的な区分はないのです。

3. 「栄養の指導」の対象と形態

人は生を得てから、死に至るまで常に栄養の営み続けることから、「栄養の指導」の対象となる範囲は胎内にいる時から高齢になるまでの全てのライフステージの健康人から疾病の予防、治療そしてケアが必要なあらゆる健康状態の人々であります。この全ての対象者に私たちは食事の提供（給食）、栄養指導や栄養管理などの形態を用いて「栄養の指導」を実践しているのです。

栄養士・管理栄養士が行う「栄養の指導」という本質

健康の維持・増進からケアまで

栄養の指導

健康の維持・増進 疾病の予防 治療(ケア) ケア

食事の提供（給食）

栄養指導

栄養状態の管理（栄養管理）

的な行為を具体的な活動形態に展開すると、下表に示すようにおおむね7つの形態に分けることができます。すなわち、対象者は全てのライフステージや健康状態の個人や集団であり、食育、栄養相談などの教育、調理者担当者への教育、食環境の整備などの間接的手法、あるいは給食を通じた食事提供や特殊な栄養補給法の実施などの直接的な手段を用いることになるわけです。

「栄養の指導」の形態

「栄養の指導」の形態	職域の例
健康の維持・増進のための栄養指導	公衆栄養分野、学校教育(栄養教諭)、スポーツ栄養、特殊環境分野、食育活動など
疾病予防のための栄養指導	公衆栄養分野、特定保健指導など
疾病の重症化を予防するための栄養指導	地域医療、医療施設など
居宅療養のための栄養指導	在宅医療分野、高齢者施設など
乳児期から高齢期に至るあらゆるライフステージの健康の維持・増進のための給食	事業所給食・学校給食、保育所給食など(検討事項:食物アレルギーなどへの特別の配慮について)
傷病者の療養等のために特別の配慮を必要とする給食	医療施設、高齢者・障がい者などの福祉施設
特殊な栄養補給法を含む栄養管理	医療施設、高齢者・障がい者などの福祉施設

4. 「栄養の指導」の医療行為性

これまで述べたような、代謝に介入して制御するという「栄養の指導」の本質論からすると、この行為は明らかに医療行為性を持っているといえます。なぜなら、下表に示すように、「栄養の指導」は科学的エビデンスに基づいた行為であり、栄養ケア・プロセスや行動変容理論に基づいた栄養指導などの高度の専門性が必要で、しかも、誤った「栄養の指導」は健康被害をもたらす可能性があるからです。しかも、栄養士・管理栄養士が行う全ての「栄養の指導」の形態において、共通に言えることなのです。

- ・「栄養の指導」は科学的エビデンスに基づき食物摂取のタイミングや量と質の調節を行うことで、複雑な体内の代謝を改善して、より良い健康状態をもたらすことができる。
- ・食生活や栄養状態の評価判定に基づく「栄養の指導」についての計画の立案と実施(介入)、モニタリング、評価という一連の栄養ケア・プロセスによる高度の技術が必要とされる。
- ・誤った「栄養の指導」は健康被害を生じる可能性があり、栄養士・管理栄養士には専門職として大きな責任がある。
- ・強制栄養補給法を用いる場合を除き、食物の摂取という対象者の任意の行動なしには成り立ちえない。→ 栄養指導という形態での高度な介入技術が必要とする。

高度の専門的な医療行為と言える

★「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある「医療行為」については、患者の生命・身体に及ぼす危険性にかんがみて、医師、看護師等医療関係資格を有する者が行うべきもの」*です。管理栄養士の行う診療報酬上の栄養食事指導などもこれに当たります。ここで言う「医療行為」は人体内の代謝に介入し健康を守るという「栄養の指導」の本質的な性質として用いています。(*厚労省)

5. 日本栄養士会が目指す栄養士と管理栄養士像

これまで述べてきた栄養士法の解釈と現状分析をもとに、日本栄養士会として目指すべき栄養士と管理栄養士のあり方を検討しました。それが次表です。

日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士像

- ・「栄養の指導」を必要とする全ての人々に、あらゆる「栄養の指導」の形態を駆使し、共通の職業倫理観と科学的エビデンスに基づく食と栄養の介入技術をもって人々の健康とQOLの向上のために尽くす専門職業人である。
- ・専門職としての質の担保を図り、栄養士と管理栄養士が協働して「栄養の指導」を行う。
- ・人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与する。

栄養士法に示された「栄養の指導」を必要とする全ての人々に対して、あらゆる「栄養の指導」の形態を駆使し、共通の職業倫理観と科学的エビデンスに基づく食と栄養の介入技術をもって人々の健康とQOLの向上のために尽くす専門職業人であるべきだと考えています。そのためにも、栄養士も管理栄養士も質の向上が図られ、社会的にも、「栄養の指導」は栄養士・管理栄養士しかいないと認識されるよう努力していく必要があると考えます。

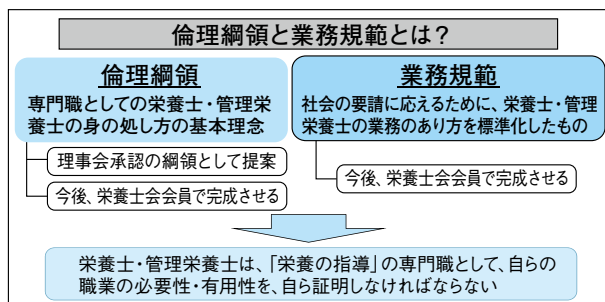
6. 栄養士や管理栄養士を取り巻く課題

「栄養の指導」を実践し、与えられた使命を実現するために、現状において、私たち自身が解決すべき課題について考えてみたいと思います。

すなわち、前述したように「栄養の指導」は医療行為性が高く、誤った「栄養の指導」は人々に健康被害をもたらす可能性を持っているが、正しい「栄養の指導」により人々の生命や健康に大きな益をもたらすことができるのです。そこで、我々は「栄養の指導」を実践する専門職としての職業倫理観を高めるとともに、食物の摂取という対象者の任意の行動を介して体内の栄養の営みを是正することと、現代科学のエビデンスに基づいたPDCAサイクルを用いること、のいずれも高度で専門的な介入技術が必要となるのです。

7. 職業倫理

職業倫理は専門職として社会における自らのあるべき姿や行動の基準になるものです。日本栄養士会は「栄養の指導」を業とする栄養士や管理栄養士の専門職としてのあり方を倫理綱領として定めています。今後は、栄養士・管理栄養士の業務のあり方を標準化したものとして業務規範を完成させる予定です。これらは法的規制の有無に関わらず、社会に対して専門職（プロフェッショナル）としての行動を保証し宣言するものになります。



8. 栄養士・管理栄養士のミニмумスタンダード

これまで、栄養士・管理栄養士の行う「栄養の指導」は、その本質論から考えて、医療行為性が高く、専門職としての業務を確立する必要性を論じてきました。すなわち、私たち自身が専門職としてのスキルを持ち、しかもプロとしての倫理観に基づいた行動や態度が求められることとなります。

そこで、日本栄養士会は社会に認められる栄養士・管理栄養士として最低限備えていなければならないスキルや態度について、ミニмумスタンダードとして提示することとしました。

栄養士・管理栄養士のミニмумスタンダード(案)

- ・専門職としての職業倫理をベースにした態度や行動をとる。
- ・栄養士や管理栄養士が行う「栄養の指導」の本質とその実践形態を理解し説明できる。
- ・栄養ケア・プロセス（栄養アセスメント、栄養診断、栄養介入、栄養モニタリングと評価）の基本を理解し、活用できる。
- ・行動変容の理論と実践について習熟している。

栄養士も管理栄養士も日本栄養士会の生涯教育制度の基幹教育（平成26年度より開始）を受けて、ミニмумスタンダードへの到達度を自己点検し、到達しよう！

ここに示すミニмумスタンダードは職域や経験の多少に関わらず、全ての栄養士と管理栄養士が身に付けておくべき項目です。それは、コアとなる非常に重要な項目です。平成26年度から開始する新しい生涯教育制度においてしっかり身に付けることができるようにプログラム化して、必要な研修を皆様に提供する予定になっております。

協働的取り組みを推進

- ・栄養士制度における栄養士と管理栄養士の協働
- ・職域を超えた栄養士・管理栄養士の協働
- ・日本栄養士会と都道府県栄養士会の協働
- ・関連職種との協働
- ・国や地方自治体との協働
- ・関連団体との協働

最後に、栄養士会としてまた会員の皆様個人として、「協働」の必要性へのご理解をお願いしたいと思います。

栄養士、管理栄養士ともに一人職場など少数人数での仕事をされている場合が多いのではないのでしょうか。それだけ「井の中の蛙」になりがちです。積極的に他の職場、職域、職種を超えた協働を積極的に取り組むことが必要と考えます。都道府県栄養士会と日本栄養士会はもちろん、都道府県栄養士会相互、国や地方自治体、関連団体などとの協働を進めることによって相互理解を深めることにより、より栄養士・管理栄養士の望ましい将来像に近づくことができると確信をしております。

★本稿は、平成25年度定時総会における特別講演を基に再構成したものです。

糖尿病食品交換表今秋改定！

かねてより検討されていた第7版糖尿病食品交換表が今秋改定発行される予定です。糖尿病食品交換表の改定作業は日本糖尿病学会「食事療法に関する委員会」（宇都宮一典委員長）を中心に2012年8月から検討が進められていました。2013年3月17日には一橋大学一橋講堂において「日本人にふさわしい糖尿病食事療法を考えるー食品交換表の改定に合わせてー」と題しシンポジウムが開催され、意見交換が行われました。このシンポジウムには日本栄養士会に対し日本糖尿病学会より参加枠を確保していただき、各都道府県栄養士会医療事業部から代表者が参加いたしました。その際、今回の食品交換表改定のポイントなどについて情報提供をいただきました。その後、日本糖尿病学会評議員などによる最終意見の取りまとめが行われ、秋には発行となります。

■今回の改定では我が国における糖尿病食事療法の問題点として以下の項目があげられました。

1. 食習慣を含め、生活習慣が多様化し、一律な栄養指導が困難になっている。
(伝統的な日本の食文化が、維持できなくなっている)
2. 肥満を基盤とする欧米型糖尿病が増加し、糖尿病の病態が多様化している。
(日本人に特有の病態と欧米型の病態が混在している)
3. 合併症の疾患構造が変化し、動脈硬化性疾患の有病率が増加している。
4. 超高齢化社会に伴って、糖尿病人口が高齢化する一方、若年発症の2型糖尿病が増加している。(治療目標の個別化が必要)

これらの問題点を踏まえ、日本人の病態と嗜好に相応しい食事療法のあり方がまとめられました。その一部を紹介いたします。

■栄養比率については以下の通りです。

1. 三大栄養素の推奨摂取比率は、一般的には**炭水化物50～60％エネルギー（150g/日以上）、タンパク質20％エネルギー以下を目安とし残りを脂質とする。**
2. 糖尿病腎症などの合併症や脂質異常の有無に留意し、身体活動や病態、患者の嗜好に応じて、炭水化物摂取比率の増減を考慮すれば良い。
3. **脂質摂取量の上限は可能な限り25％とし、n-3系多価不飽和脂肪酸の摂取量を増やすなど脂肪酸組成にも十分な配慮をする。**
4. 炭水化物摂取量の多寡によらず、**食物繊維は20g/日以上**の摂取を促す。高血圧合併例では、**食塩6g/日未満**とする。CKD合併例では、その指針に従う。

■第7版になることでの基本的な使用法や単位の考え方に変化はありませんが、主なポイントは以下の通りです。

1. 改訂される食品交換表の単位配分例は、炭水化物比率を60％、55％、50％の3段階とした。(単位配分1,200kcal (例)：表1参照)

2. どの炭水化物比率にするかは医師が患者の病態・嗜好性に応じて、判断し指示する。

3. 食品の追加・変更・名称の変更・重量の変更・写真の変更などがある。

例：表1：ナン・餃子の皮追加

表3：たいの切り身→お造り

表3：マグロ赤身→トロ（2切）

調味料：食塩多い食品→結晶マーク表記

油多い食品→油滴マーク表記

オイスターソース・メープルシロップ追加

嗜好品：肉まん→豚まん

4. 1単位あたりの重量のみでなく、炭水化物・糖質・食物繊維量について、追加記載した。
5. 1単位あたり80kcalにより近い重量を再検討した。
6. 要望の多かったノンアルコール飲料に関しては、1単位あたりの重量などについて記載せず、説明文にその取り扱いについて記載した。
7. 菓子類については「日本食品標準成分表2010」に収載されている食品から10食品を追加した。
8. 食品名称を分かりやすい名称に変更・追記した。
9. 参考資料について

・1日の食塩摂取量の記載を変更した。

(男性9g未満・女性7.5g未満)

・“主食になる食品の食物繊維量”については廃止し、表1、表2、表4、調味料について、1単位あたりの炭水化物・糖質・食物繊維量を記載した。各表の備考欄に収載されている食品についても記載した。

・各表の掲載食品追加に伴い、参考資料の掲載食品についても追加した。

近年話題になっているカーボカウントやGI値については患者さんの混乱を防ぐ観点から今回の改定での詳細な掲載は見送られています。

糖尿病交換表は糖尿病患者さんへの栄養指導を行う際の指導媒体の一つであり、医療に関わる管理栄養士・栄養士は内容を十分に理解する必要があります。ご一読いただき今後の栄養指導に活用してください(さらに見直しの可能性もあります)。

表1 炭水化物比率別単位配分1,200kcal (例)

炭水化物比率 食品の分類	60%	55%	50%
表1	7単位	6単位	5単位
表2	1単位	1単位	1単位
表3	2.5単位	3.5単位	4.5単位
表4	1.5単位	1.5単位	1.5単位
表5	1単位	1単位	1単位
表6	1.2単位	1.2単位	1.2単位
調味料	0.8単位	0.8単位	0.8単位
単位合計	15単位	15単位	15単位

(公社)日本栄養士会理事 (医療事業部担当) 石川祐一

平成25年3月度 理事会開催報告

日 時：平成25年 3 月23日(土) 13:00～18:00

3 月24日(日) 9:00～12:00

場 所：日本健康・栄養会館 3階研修ホール

現在の理事の数：24名

出席理事の数：19名(23日) 21名(24日)

会長挨拶

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。管理栄養士・栄養士を取り巻く環境は日々変化している。新たな課題や対応を求められることも多い。理事会の中で報告できることは報告し、協議をしなければいけないことは協議をしたい。公益法人の下では理事会の責任も理事個人の責任も大きい。最終的な結論は理事会で出すことになるので、積極的に発言をし、責任を担ってほしい。

10年後の将来像について5人の理事から提出があった。常任理事会においてもかなり突きつめた議論になっている。法改正を求めるため、理論的にも裏付けのある、きちんとしたものにはなくてはならない。理事としての率直な意見を出してほしい。

3.11(東日本大震災)の2周年追悼記念式典に出席した。天皇・皇后両陛下、総理大臣も参列し、民間人として200～300人が出席していた。栄養士会の活動が認められたから、参加できたのではないかな。これは、栄養士会の震災対応への努力と会員の協力があつたからである。被災者を思い、参加できたことの意味をかみしめた。また、厚生労働大臣から被災者への支援活動を行ったことに対する感謝状を受けた。

何のために管理栄養士・栄養士として日常業務を行っているのか、確認することが必要になる。原点に戻り、職業倫理を忘れることなく、仕事をすることが大切である。

議決事項

(1) 平成25年度事業計画案について

下記のとおり、各事業部から提案説明があり、承認した。

①総務部

業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究、連携・協働関係の構築事業、先駆的栄養改善活動など表彰事業、会務運営に関する事業、会員に関する事業について説明があり、承認した。

②学術研究事業部

保健指導などのデータ調査解析、管理栄養士・栄養士の職業倫理の策定、食と栄養の科学に関する調査・研

究・技術開発の支援事業、開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、海外留学助成事業について説明があり、承認した。

③人材育成事業部

卒後教育の基幹研修制度の運営事業、拡充研修制度の運営事業について説明があり、承認した。

④情報コミュニケーション事業部

健康づくり提唱のつどい、「野菜を食べよう」キャンペーン活動、日本栄養士会雑誌の発行事業、ホームページによる情報コミュニケーション事業、栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレットなどの資料の制作・配布事業について説明があり、承認した。

⑤栄養ケア・ステーション事業部

FROM-J研究への参画、栄養ケア・ステーション事業、特定保健指導にかかるモデル事業、認定栄養ケア・ステーションの創設に向けた推進業務、非常災害発生時に被災者の健康支援を担う管理栄養士など(JDA-DAT)の育成に向けた事業、在宅療養食品の認証制度(仮称)の創設事業について説明があり、承認した。

⑥地域連携事業部

都道府県栄養士会との連携、会員増に向けた活動についての説明があり、承認した。

⑦職域事業部

各職域事業部担当理事から各職域事業部の事業計画について説明があり、承認した。

(2) 管理栄養士専門分野別人材育成事業の推進(厚生労働省委託事業)について

管理栄養士専門分野別人材育成事業の推進(厚生労働省委託事業)について説明があり、承認した。

(3) 平成25年度栄養ケア活動支援事業(厚生労働省補助事業：関係民間団体が対象)について

平成25年度栄養ケア活動支援事業(厚生労働省補助事業：関係民間団体が対象)について説明があり、承認した。

(4) 政策課題について

政策課題について説明があり、承認した。

(5) 栄養指導などに関する研究助成事業について

栄養指導などに関する研究助成事業について説明があり、承認した。

(6) 平成25年度収入支出予算案について

平成25年度収入支出予算案について説明があり、承認した。

(7) 定款第26条第4項に基づく業務執行報告について

小松会長、長谷川副会長、森副会長、迫専務理事、齋藤総務部長から、業務執行報告があつた。

(8) 平成25年度第1回諮問会議の運営について

平成25年度第1回諮問会議の運営について説明があり、承認した。

(9) 公益法人申請に伴う諸規程の整備について

定款施行規則、事業部及び事務局設置運営規程、総会議事運営規程、非常災害の被災者支援事業の活動基盤資金の設置等にかかる規程、旅費規程、職域事業部運営規程について説明があり、承認した。

(10) 平成25年度定時総会の運営、総会スローガン、宣言文（案）について

平成25年度定時総会の運営、総会スローガン、宣言文（案）について説明があり、討議の結果、引き続き議論を続けていくこととした。

(11) 総会付属資料について

総会付属資料について説明があり、承認した。

(12) 事務局職員の異動などについて

事務局長の定年に伴う対応、および、職員の採用と業務分担について説明があり、承認した。

(13) 会員増対策について

会員増対策について説明があり、討議の結果、引き続き議論を続けていくこととした。

(14) 平成24・25年度理事会の到達目標（仮称）について

平成24年11月度理事会で提案後、さらに常任理事会で検討を重ねた内容について説明があり、討議の結果、引き続き議論を続けていくこととした。

(15) 卒後教育体系の方向性について

卒後教育体系の方向性について説明があり、討議の結果、引き続き議論を続けていくこととした。

(16) 職業倫理の決定について

職業倫理の決定について説明があり、了承した。

(17) 健康日本21（第二次）の目標達成に向けた活動について

健康日本21（第二次）の目標達成に向けた活動について説明があり、検討を続けていくこととした。

(18) 有床診療所などへの管理栄養士の配置促進について

有床診療所などへの管理栄養士の配置促進について説明があり、了承した。

(19) 平成26年度政府予算策定に対する要望の考え方について

平成26年度政府予算策定に対する要望の考え方について説明があり、各事業部各職域で再検討し、その後4月の常任理事会で検討することとした。

(20) 賛助会員の入会申請について

下記の団体の入会を承認した。

ハウス食品株式会社

〒102-8560 東京都千代田区紀尾井町6-3

株式会社日立ソリューションズ・ビジネス

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島1-1-2

平成25年5月度 理事会開催報告

日 時：平成25年 5 月 18 日（土）13：00 ～ 19：00

5 月 19 日（日） 9：00 ～ 12：00

場 所：日本健康・栄養会館 3階研修ホール

現在の理事の数：24名

出席理事の数：17名（18日）、20名（19日）

会長挨拶

先週は諮問会議があるなど、総会へ向けて慌ただしくなってきた。新執行部として最初の総会に向けて最後の理事会である。諮問会議で“日本栄養士会が目指す管理栄養士・栄養士の将来像”について話したが、その辺を踏まえて今日明日は、これからの管理栄養士・栄養士が歩むべき道をどのようなかたちにしていくのか、しっかり議論させていただきたいと思っている。役員みなさんもそれぞれの活動に慣れてきたころと思う。そして見えにくかったこともある程度見えてきたころだと思う。今回はグループミーティングの時間を設けたので、じっくりご意見を聞かせていただきたい。理事会としてまとめあげたものを作っていくため、限られた時間だが協力をお

願いたい。みんながしっかりと同じ言葉で、同じ表現ができるような将来像にしたい、真剣に話し合うことで日栄の将来が決まってくる。是非ともよろしくお願いする。

議決事項

(1) 平成24年度事業報告および貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録などについて（監査報告含む）

公益社団法人になってからの平成24年8月1日から平成25年3月31日分について、原案どおり承認した。また、総会付属資料には、参考として、社団法人時代（平成24年4月1日～7月31日分）のものと、損益ベース計算書（4月1日～3月31日分）を添付することとした。

(2) 平成25年度第2回定時総会の運営について

日程、役割分担、資料について説明があり、原案どおり承認した。

協議事項に「管理栄養士・栄養士倫理綱領について」を追加することを承認した。

(3) 公益社団法人の諸規程の整備について

公益社団法人日本栄養士会賛助会員会則を承認した。併せて、「賛助会員の承認および本会名義等の使用に関する規定」を改廃し、「賛助会員募集要綱」と「本会の各種名義の使用に関する要綱」へ再編することを承認した。

(4) 管理栄養士・栄養士の生涯教育のあり方について
管理栄養士・栄養士の生涯教育体系の構築と推進について説明の後、将来構想をふまえながら、討論を行った。

(5) 平成25年度保健指導担当者研修会の開催について
名称を平成25年度特定保健指導担当者研修会として開催することを承認した。

(6) 平成25年度全国栄養士大会の概要について
全国栄養改善大会については午前中に実施することを承認した。また、全国栄養士大会のテーマについては健康日本21(第二次)の推進とし内容を検討することとなった。

(7) 日本栄養士会が目指す管理栄養士・栄養士の将来像について

グループ討議が行われ、本日の討論をもとに修正し、総会で協議することとした。

(8) 管理栄養士・栄養士倫理綱領について
提案された管理栄養士・栄養士倫理綱領2013(第3版案) Ver.3.1(20130512)を総会での協議に付することを承認した。

(9) 平成25年度栄養指導等に関する研究助成事業について

申請のあった3件について、助成することを承認した。

(10) 各種懸案事項の対応について

① 全国保険医団体連合会からの提案への対応について
同連合会幹部と協議する予定。有床診療所での管理栄養士による栄養管理の重要性について、議論する。

② 内保連多田委員からの提案への対応について

生活習慣病の患者にとって、管理栄養士の栄養管理・指導が重要であることを基本に、今後も対応する。

③ 公益社団法人の運営について

立入検査実施要領についての情報提供を行い、これに留意して会務執行にあたることを確認した。

また、和歌山県栄養士会が5月15日付けで公益認定の答申があり、公益認定がまだ出ていないのは、大阪府栄養士会と熊本県栄養士会の2県になった旨報告があった。

④ 新型インフルエンザへの対応について

今後もパブリックコメントへ意見を提出するよう依頼した。

(11) 会員の入会申請について

4月30日時点 20,927名の入会申し込みがあったことを確認し承認した。

(12) その他

① 業務支援システム保守契約について

平成25年度からの新規保守契約について、相見積の結果、日立ソリューションズ・ビジネスへ依頼することを承認した。

② 各種資金に基づく事業執行計画について

各種資金の事業執行計画の説明の後、承認した。

③ 有床診療所等就業管理栄養士研修への支援助成金について

研修会開催1回あたり5万円(内訳:人件費2万円、会場費3万円程度を勘案) 上限10万円を各県へ助成する。ただし、各県から申請してもらい、最大470万円の追加予算を計上することを承認した。

公益社団法人日本栄養士会第2回定時総会 開催報告

1. 開催日時

平成25年6月23日(日) 14:00 ~ 15:30

6月24日(月) 9:20 ~ 12:00

2. 開催場所

大阪市・新大阪イベントホール レルミエール

3. 代議員の現在数 250名

4. 出席代議員の数

<1日目> 241名(うち委任者52名、書面評決者6名)

<2日目> 242名(うち委任者49名、書面評決者6名)

5. 議長選任などの経過

6月23日13時、小松龍史会長による特別講演「日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士の将来像について」の後、14時に、長谷川克己副会長の開会宣言に続き、小松龍史会長の挨拶があり、その後、議事に入った。議長団に栃木県栄養士会久保泉代議員、埼玉県栄養士会平野孝則代議員、滋賀県栄養士会小澤恵子代議員の3氏を選出。議長団を代表して小澤議長から挨拶の後、議事

録署名人に、議長、小松龍史会長、東京都栄養士会大槻満子代議員および大阪府栄養士会藤原政嘉代議員の6氏を選出した。また、書記団に日本栄養士会事務局三浦直子職員ならびに日向沙樹枝職員と、その長に赤枝いつみ理事がそれぞれ指名された。

次に、高知県栄養士会津野美保代議員を長とする会議運営委員に北海道栄養士会山部秀子代議員、三重県栄養士会長谷圓吉代議員が指名された。

続いて、津野会議運営委員長より定足数確認の報告があり、小澤議長より総会成立宣言がなされ、さらに長谷川会議運営委員より会議日程について説明がなされた。

6. 議決事項

第1号議案 平成24年度事業報告および貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、財産目録承認の件について、原案どおり承認

第2号議案 役員報酬承認の件について、原案どおり承認

第3号議案 名誉会員承認の件について、原案どおり承認

7. 議事の経過

第1号議案（議長：小澤恵子・平野孝則）

平成24年度事業報告および貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録承認については、迫専務理事、齋藤総務部長、木戸学術研究事業部長、寺本人材育成事業部長、星野情報コミュニケーション事業部長、下浦栄養ケア・ステーション事業部長、園原地域連携事業部長より提案説明がなされ、早野監事より監査報告があり、賛成多数により、原案どおり承認された。

第2号議案（議長：小澤恵子・平野孝則）

役員報酬承認については、齋藤総務部長より提案説明がなされ、賛成多数により、原案どおり承認された。

第3号議案（議長：小澤恵子）

名誉会員承認の件について、齋藤常務理事より提案説明がなされ、定款第4条第1号および第3号に基づき、次の者が名誉会員の称号を付与すべき者として承認された。

山梨県栄養士会 石坂恵子、和歌山県栄養士会 谷英瑛子、福岡県栄養士会 城田知子、大阪府栄養士会 小林久雄、長崎県栄養士会 富山常子、宮崎県栄養士会 山下紘子

協議事項（議長：小澤恵子・平野孝則・久保泉）

1日目に、平成25年度事業執行計画、予算について、概要を迫専務理事、続いて齋藤総務部長他各部担当部長・各職域担当理事、日本栄養士会が目指す栄養士・管理栄養士の将来像について、小松会長、管理栄養士・栄養士倫理要綱については、木戸学術研究事業部長より提案説明がなされた。2日目に、質疑応答が行われ、本日の討議を踏まえて業務執行にあたることとした。

以上をもって全ての議事を終了し、12時00分に閉会した。

総会式典

総会式典は、24日9時より神戸理事の司会により進行し、大阪府知事祝辞が、大阪府副知事植田浩様に代読され、厚生労働大臣政務官・衆議院議員渡嘉敷奈緒美様、公益社団法人日本薬剤師協会会長児玉孝様より祝辞を頂戴した後、厚生労働大臣田村憲久様の祝辞を森副会長が代読した。その後、祝電披露が行われ、続いて名誉会員に名誉会員の証が授与された。宣言が採択された後、総会出席顧問・参与・名誉会員の紹介があった。各界から寄せられた祝電は下記のとおりである。（祝電：敬称略、順不同）

公益社団法人日本医師会会長 横倉 義武
公益社団法人日本歯科医師会会長 大久保 満男

公益社団法人日本看護協会会長 坂本 すが
社団法人全国栄養士養成施設協会会長 木村 義雄
公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長

下光 輝一

公益社団法人全国老人保健施設協会会長

木川田 典彌

社会福祉法人全国社会福祉協議会会長 斎藤 十朗

会長挨拶

今回の総会は、公益社団法人となり、新しい執行部としての初めての総会になる。我々としては、真剣に議論を積み重ね、栄養士・管理栄養士の将来像も含め、一つの考え方を共有しようと取り組んできた。公益法人としては、単に、自分たちの職種のエゴだけが強調されるような会になってはいけない。やはり、栄養士・管理栄養士が国民の皆様にとって有益な仕事をしていることを、皆で訴え、社会に広げていき、理解を得られてこそ私たちの将来がある。そのようになるためにも、積極的に仕事を拡大し、自分たちのすべきことをやっておかねばならない。自分たちが栄養士としてやるべきこととは、私たち自身の仕事における行動特性や態度が共通の職業倫理観に立っていることや生涯教育で得るべき共通のスキルを体得していることなどが挙げられる。また会としても外に向けて行うべきことがたくさんある。具体的に、何をすべきか。その具体的作業手順なども現在検討作業に入っている。

公益社団法人としての日本栄養士会のあり様を、みんなと一緒に考え、取り組んでいきたい。この総会の際は、公益社団法人として、また都道府県栄養士会においても同じく、最後まで、本来の公益法人としての、あるべき姿を貫きたいと考えている。またそれをするにより、我々が国民・県民に対し、「このような形で貢献している」ということを知っていただき、納得していただけるような運営を目指して行きたい。

また、一つ報告がある。以前より、河村和子先生より多額の寄付をいただき、河村育英資金として運営をしている。このたび、河村先生よりさらにご寄付を頂戴した。河村先生、ありがとうございました。この資金を有意義に使っていくためにも、執行部でしっかり取り組んでいきたいと考えている。

今日明日、非常にタイトな時間ではあるが、有意義で実のある総会になるよう、ご協力をお願いする。

平成24年度事業報告(抜粋)

公1事業 食・栄養の科学振興事業

- 1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業
 - 1-1 保健指導等のデータ調査解析
 - 1-2 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究
 - 1-3 FROM-J研究への参画
 - 1-4 高齢者、障がい者の栄養に関する調査研究
 - 1-5 疾病の重症化予防のための食事指導活動拠点整備事業
 - 1-6 管理栄養士・栄養士の職業倫理の策定
 - 1-7 国への栄養施策の提言活動
 - 1-8 保育所における災害時の栄養・給食対応に関する研究
- 2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業
 - 2-1 栄養指導・食事療法に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援
 - 2-2 栄養指導・食事療法に関する研究助成及び育英資金の支給事業
 - 2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

公2事業 食・栄養改善人材育成事業

- 1 卒後教育の基幹研修制度の運営事業
 - 1-1 生涯学習研修事業
 - 1-2 専門管理栄養士認定制度の創設事業
 - 1-3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業
 - 1-4 全国栄養士大会開催事業
 - 1-5 都道府県栄養士会との共同研修事業等
 - 1-6 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業
- 2 拡充研修制度(職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修)の運営事業
 - 2-1 管理栄養士・栄養士の特定種類業務における専門的知識・技能の強化事業
 - 2-2 栄養サポートチーム担当者研修会
 - 2-3 地域リーダー育成・都道府県栄養士会公益目的事業支援事業
 - 2-4 職域別研修(職域全国研修会その他)事業
 - 2-5 関連団体等との協働研修・研修支援事業
 - 2-5-1 日本歯科医師会との協働研修事業
 - 2-5-2 産業栄養研究会(研修会)の共催事業
 - 2-6 職域別の学習・教育用の教材及び資料の制作事業

公3事業 食生活自律支援事業

- 1 個別特性対応型の食の自律支援事業
 - 1-1 栄養ケア・ステーション事業
 - 1-1-1 特定保健指導にかかるモデル事業及び都道府県栄養ケア・ステーション支援事業
 - 1-1-2 管理栄養士非配置医療機関の栄養ケア支援業務
 - 1-2 地域住民のための栄養相談事業

- 1-3 被災地における栄養ケア・ステーションの体制整備事業
- 1-4 非常災害時の被災者の健康被害を回避するための栄養ケアに関する事業
- 2 集団特性対応型の食の自律支援事業(栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業)
 - 2-1 健康づくり提唱のつどい
 - 2-2 「野菜を食べよう」キャンペーン活動
 - 2-3 児童福祉施設での食育活動
- 3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業
 - 3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業
 - 3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業
 - 3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業
 - 3-3-1 健康増進のしおり
 - 3-3-2 ヘルシーダイアリー

公4事業 食環境整備事業

- 1 連携・協働関係の構築事業
 - 1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成
- 2 先駆的栄養改善活動等表彰事業
- 3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備
 - 3-1 在宅療養食品の認証制度(仮称)の創設事業
 - 3-2 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業
 - 3-3 管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度改革に関する包括的な検討事業

公5事業 国際公衆衛生向上事業

- 1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業
- 2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業
- 3 海外留学助成事業

〇その他(法人運営)に関する事業

- 1 会務運営に関する事業
 - (1) 公益社団法人の登記
 - (2) 定時総会の開催
 - (3) 各種会議の開催
 - (4) その他
 - ・会報「栄養日本・礎」の発行
 - ・業務支援システムの運営
 - ・会員増対策
 - ・危機管理体制の構築の検討
 - ・職域事業部運営のあり方の整備

平成24年度貸借対照表ならびに正味財産増減計算書

貸借対照表

平成25年3月31日現在

公益社団法人日本栄養士会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金 預 金	253,924,532		
現 金	144,078		
当 座 預 金	14,327,043		
普 通 預 金	239,453,411		
未 収 金	31,956,155		
前 払 金	7,125,220		
棚 卸 資 産	1,944,971		
貯 蔵 品	495,912		
立 替 金	4,245		
仮 払 金	26,000		
流動資産合計	295,477,035		
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定 期 預 金	780,000		
基本財産合計	780,000		
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	3,500,000		
普 通 預 金	86,892,509		
定 期 預 金	64,100,000		
特定資産合計	154,492,509		
(3) その他固定資産			
什 器 備 品	629,560		
リ ー ス 資 産	2,873,850		
ソ フ ト ウ ェ ア	32,865,210		
敷 金	984,000		
その他固定資産合計	37,352,620		
固定資産合計	192,625,129		
資産合計	488,102,164		

II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	39,437,573		
前 受 金	755,000		
前 受 会 費	50,441,250		
預 り 金	1,968,823		
仮 受 金	34,000		
賞 与 引 当 金	4,223,577		
未 払 法 人 税 等	0		
未 払 消 費 税 等	1,285,200		
流動負債合計	98,145,423		
2. 固定負債			
リ ー ス 債 務	2,873,850		
役員退職慰労引当金	3,500,000		
固定負債合計	6,373,850		
負債合計	104,519,273		
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄 付 金	200		
栄養改善奨励積立振替額	△300,000		
指定正味財産合計	150,995,509		
(うち基本財産への充当額)	(0)		
(うち特定資産への充当額)	(150,992,509)		
2. 一般正味財産	232,587,382		
(うち基本財産への充当額)	(780,000)		
正味財産合計	383,582,891		
負債及び正味財産合計	488,102,164		

(注)「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)により、公益法人会計基準を適用する際の経過措置として、前年度欄及び増減欄の記載については記載していない。

会 務 報 告

正味財産増減計算書

公益社団法人日本栄養士会

平成24年8月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減	支 払 手 数 料	4,433,276		
I 一般正味財産増減の部				シ ス テ ム 使 用 料	4,200,000		
1. 経常増減の部				図 書 資 料 費	496,971		
(1) 経常収益				原 稿 料	934,909		
基本財産運用益	[468]			顕 彰 費	300,000		
基本財産受取利息	468			雑 費	1,195,649		
特定資産運用益	[18,692]			管 理 費	[49,241,399]		
特定資産受取利息	18,692			役 員 報 酬	2,626,400		
受取会費	[235,854,500]			給 料 手 当	13,643,186		
正会員受取会費	221,981,500			賞 与	2,565,051		
特別会員受取会費	13,000			臨時雇賃金	1,139,598		
賛助会員受取会費	13,860,000			賞与引当金繰入	1,351,545		
事業収益	[137,194,044]			役員退職慰労引当金繰入	154,001		
研修・セミナー事業収益	44,075,600			法定福利費	2,681,452		
調査研究事業収益	500,000			福利厚生費	377,198		
書籍監修料収益	4,407,535			渉 外 費	52,444		
協賛金収益	43,904,594			会 議 費	394,426		
認定登録料収益	395,000			旅 費 交 通 費	7,085,571		
雑誌購読料収益	1,372,000			通 信 運 搬 費	923,568		
情報提供事業収益	31,679,299			減 価 償 却 費	2,011,499		
栄養情報普及収益	5,647,646			消耗什器備品費	146,133		
栄養ケア・ステーション事業収益	634,060			消 耗 品 費	723,008		
受託事業収益	4,528,310			修 繕 費	261,145		
被災地栄養ケア事業収益	50,000			印刷製本費	1,534,470		
受取補助金等	[35,233,169]			光 熱 水 料 費	237,615		
厚労省受託事業収益	20,652,000			賃 借 料	3,721,336		
受取国庫補助金	7,531,169			保 険 料	53,055		
受取民間助成金	7,050,000			支 払 報 酬	1,239,150		
栄養改善奨励積立振替額	[300,000]			諸 謝 金	△42,000		
栄養改善積立からの振替額	300,000			租 税 公 課	61,028		
雑 収 益	[11,099,788]			諸 会 費	51,200		
受取利息	34,435			参加者負担金	171,000		
情報交換会費収益	5,371,000			支 払 助 成 金	120,000		
雑 収 益	5,691,353			情報交換会費	2,664,523		
受取事務手数料	3,000			委 託 費	2,282,432		
賞与引当金戻入	[2,882,348]			支 払 手 数 料	390,786		
経常収益計	422,583,009			図 書 資 料 費	180,785		
(2) 経常費用				雑 費	439,794		
事業費	[340,162,849]			経常費用計	389,404,248		
役員報酬	4,075,400			評価損益等調整前当期経常増減額	33,178,761		
給料手当	28,991,771			評価損益等計	0		
賞 与	5,450,732			当期経常増減額	33,178,761		
臨時雇賃金	6,287,948			2. 経常外増減の部			
賞与引当金繰入	2,872,032			(1) 経常外収益			
役員退職慰労引当金繰入	312,666			過 年 度 会 費	[663,000]		
法定福利費	5,698,084			正会員受取会費	663,000		
福利厚生費	801,545			経常外収益計	663,000		
渉 外 費	652,345			(2) 経常外費用			
会 議 費	4,335,035			雑 損 失 (経 常 外)	[4]		
旅 費 交 通 費	41,934,324			雑 損 失 (経 常 外)	4		
通 信 運 搬 費	41,040,560			経常外費用計	4		
減 価 償 却 費	4,693,499			当期経常外増減額	662,996		
消耗什器備品費	362,977			税引前当期一般正味財産増減額	33,841,757		
消 耗 品 費	6,580,893			当期一般正味財産増減額	33,841,757		
修 繕 費	609,340			一般正味財産期首残高	198,745,625		
印刷製本費	71,110,728			一般正味財産期末残高	232,587,382		
光 熱 水 料 費	554,435			II 指定正味財産増減の部			
賃 借 料	14,893,132			受 取 寄 付 金	[200]		
保 険 料	4,301,234			震 災 支 援 寄 付 金	200		
支 払 報 酬	2,577,931			栄養改善奨励積立振替額	[△300,000]		
諸 謝 金	16,418,777			一般正味財産への振替額	△300,000		
広 報 費	512,400			当期指定正味財産増減額	△299,800		
租 税 公 課	2,420,398			指定正味財産期首残高	151,295,309		
栄養指導教材費	686,214			指定正味財産期末残高	150,995,509		
諸 会 費	1,325,911			III 正味財産期末残高	383,582,891		
参加者負担金	8,339,530						
研修実習費	260,000						
情報交換会費	4,363,245						
委 託 費	46,138,958						

(注)「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)により、公益法人会計基準を適用する際の経過措置として、前年度欄及び増減欄の金額については記載していない。

医療事業部

有床診療所における
管理栄養士配置をめぐるうごき

平成24年度診療報酬改定にて、栄養管理実施加算が包括化されました。この包括化については中医協（中央社会保険医療協議会）において議論がなされ、入院基本料等加算の簡素化の観点から、入院基本料に包括化されました。これは平成18年度に栄養管理実施加算が新設され、6年間で医療施設での実施率が90%以上になり、加算の目的を達成したことから包括化に至っています。このとき、有床診療所も同時に包括化されましたが、これまで有床診療所では、ほとんどの施設に管理栄養士が配置されていない現状が判明しました。この件に関し厚生労働省、日本医師会から相談を受け、日本栄養士会としてはできる限り協力するとし、有床診療所へ紹介できる管理栄養士を育成するため講習会を実施しました。しかし実際には研修を受講する管理栄養士はいるものの、管理栄養士の雇用依頼は少なく、実際に勤務を希望する管理栄養士も少ないのが現状でした。そこで、雇用促進のためリーフレットを各都道府県に配布し医師会などへの働きかけを依頼しました。

一方「有床診療所では管理栄養士の確保が難しい。従前の加算に戻すこと」への要望が保険医団体協議会などを中心に上がっていました。そこで保険医団体連合会と日本栄養士会が懇談の場を持ち、意見交換を行いました。その結果、有床診療所における管理栄養士の必要性を理解していただき、また我々も有床診療所の現状を知ることができました。

この件に関し、厚生労働省でも平成24年度診療報酬改定結果検証に係る調査を実施しています。この調査結果に対して6月20日に開催された平成25年度第4回診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会で議論がされています。報告の一部として、平成24年3月31日の段階で栄養管理実施加算を届け出ている有床クリニックは12.3%であり、届け出していなかった施設の72.7%は管理栄養士が不在であったこと、管理栄養士がいない施設において管理栄養士の確保のめどが全く立っていない施設は54.4%であること、その中で管理栄養士の確保についてどこにも相談していない施設が78%であることなどがありました。資料：http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=148329&name=2r98520000034o30_1.pdf

議事録：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000035y3l.html>

8月7日中間とりまとめ：<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000021499.pdf>

中間とりまとめを整理すると

◆現状と課題は

□平成24年度診療報酬改定において、栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算を入院基本料、特定入院料に包括した。この際、栄養管理実施加算を算定していなかった医療機関については管理栄養士の配置がなくても、平成26年3月31日まで入院基本料などを算定可とする経過措置を設けている。

□有床診療所では管理栄養士の確保が進んでおらず、19.2%にとどまっている。管理栄養士の確保のめどが全く立っていないと回答した施設のうち、管理栄養士の確保のために「相談していない」と回答した施設は78.3%であった。

◆今後の方向性は

□平成24年度診療報酬改定で、入院基本料などの要件に包括された栄養管理実施加算および褥瘡患者管理加算については、病院においては両加算、有床診療所においては褥瘡患者管理加算を入院基本料などに包括する評価を継続することは妥当であるに対し、有床診療所の栄養管理実施加算の入院基本料などへの包括については、要件となっている、管理栄養士の確保が進んでいないことから、これを踏まえた対応を検討する必要がある。

□しかしながら有床診療所の入院患者は高齢者の割合が高く、栄養管理が必要な患者も含まれることから、例えば、包括から除外して評価することとしても、他の医療機関や栄養士会などとの地域連携で栄養管理を行うことを検討する必要がある。

今後この中間取りまとめを踏まえ、来年4月の診療報酬改定に向けた中医協でのさらなる議論がされることとなります。

医療事業部としてはこれまで通り、粛々と有床診療所へ配置できる潜在管理栄養士の育成に協力するとともに、今回の中間報告の方向性に示されている「他の医療機関や栄養士会などとの地域連携で栄養管理を行うことを検討する必要がある」といったことに対応すべく、関係者との調整を図っていきたいと考えております。

引き続き医療事業部に対する会員各位のご支援ご協力をお願いいたします。

（医療事業部企画運営委員長 石川祐一）

学校健康教育事業部

スキルアップ研修会への思い

4年前、名古屋市に川崎医療福祉大学の小野章史先生をお招きして始まったスキルアップ研修会。会員の皆さんが少しでも参加しやすいようにスタイルも「食育」、「給食管理」、「栄養管理」と3つの内容に分けて全国で開催するようになりました。

6月にスタートした「給食管理のためのスキルアップ研修会」は、学校給食摂取基準の解説および活用の仕方と本事業部のワーキンググループで取り組んできた「子どもの栄養食事指導・支援プログラム」の実践報告と合わせた内容で全国7カ所で開催しました。参加した会員からは、充実した内容で参加して良かったとの評価をいただきました。

そして並行して開催した「食育のためのスキルアップ研修会」も年々開催場所が増え、今年は全国5カ所で開催し、早いもので名古屋会場が1クール（12日間／4年間）を今年で終了しました。

そこで今回、講師の小野章史先生に、私たち学校給食に携わる栄養士に対する思いを書いていただきました。

「あこがれの食育：病院に子どもを送らないで！」

今から、10年ほど前です。島根県の隠岐島の役場に呼ばれたときのことです。

「高齢化が進み、島民全員に食育が必要になってきたんですわ…先生にこの島の住民に食育の講演をお願いします」

私の脳は一瞬「???」となりました。もともと食育などという仕事をしていなくてもいいのに、雑誌「食生活」に生化学や臨床栄養学を連載していた関係で、記事を読まれた方が、隠岐島で私の講演を企画されたのでした。役場の方から「ゆりかごから墓場まで」的な食育を要請されたとき、私の脳裏に「食育とは…」という重い課題がのしかかったのです。

なぜなら、私が思っていた食育とは、幼稚園生や小学生、中学生そして高校生程度が対象の「食教育」かなと思っていたからです。

もちろん「食育とは」などと重要な定義があるはずだと思い、手持ちの書物や資料、インターネットで検索しましたが結局、「食育とは」の定義を見つけることができませんでした。

あれから10年ほどが経ち、退職まで時間がなくなってきた私が出した経験上の「食育とは」の定義は次のようなものであると考えるようになりました。

『食育とは、その子が50歳、60歳になって過去を振り返ったとき、「食が起因する糖尿病や高血圧、脂質異常などになることなく健康に過ごすことができた。（知人には生活習慣病になっている者がいるが、そのような病気になることもなく）今日まで健康で過ごせたのは、小学校、

中学校の時受けた栄養話を実践したお陰。あの栄養の先生をクラス会に招きたい。』と言わせる教育である。』

私の本職は臨床栄養学や病態生化学であって、栄養教育を主体とするものではありません。しかし、次第に栄養教育にのめり込んでいったのです。そして、前述の雑誌へ臨床栄養学から考える食のあり方などをエッセイで連載したところ、何度か愛知県栄養士会学校健康教育部会より講演依頼をいただくようになったのです。それからしばらくして、柵木企画運営委員長が私に「名古屋は日本の臍（へそ）、ちょうど真ん中、北からみても南からそして東、西からみても平等となる名古屋でスキルアップ研修会を考えている」という話をいただいたのです。

「学校栄養士は生化学・生理学を理解し児童・生徒に科学的根拠のある食育をしてほしい。そのために名古屋で…」目つき、顔つきを察するに真顔でした。私は、あれこれ尋ねることなく「分かりました。わたしにできることでしたら」と男同士の約束をしたのです。夏休み中に3日、それを4年間。2010年8月6日、ついにその初日が来たのです。

約束をしたのが5年前。そして今年、2013年8月4日、講義を開始して4年、特別講義、第1期スキルアップ講座（計12日）が終了しました。しかし参加者の熱意で、宮崎、島根、岩手、東京へ講座は伝播し、いま日本の学校栄養士の皆さんが生化学・生理学そして臨床栄養学を楽しんで勉強し学んだ知恵を教育に導入していただいているのです。「病院に子どもを送らないで！」は一步一步実行できていると信じています。

（川崎医療福祉大学臨床栄養学科教授 小野章史）

今後、小野先生のコラム（各研修会会場の思いや講演内容など）を日本栄養士会ホームページの職域事業部のページ（学校健康教育事業部・研修会報告）に毎月掲載しますので、お楽しみに…。

今後の研修会などの予定

11月30日（土）全国リーダー研修会

開催場所：東京都千代田区・日本健康・栄養会館

12月21日（土）栄養管理のためのスキルアップ研修会

開催場所：宮城県仙台市・ハーネル仙台

内容「成長期におけるスポーツ栄養」

2月8日（土）・9日（日）全国研修会

開催場所：千葉県松戸市・聖徳大学

（学校健康教育事業部企画運営委員長 柵木嘉和）

勤労者支援事業部

勤労者支援事業部新事業 「西日本ブロック研修会報告」

平成25年度勤労者支援事業部西日本ブロック研修会～食と健康を考えるセミナー～を、平成25年7月13日(土)に岡山県、倉敷スイートタウンにおきまして開催しました。

西日本ブロックの各府県栄養士会勤労者支援職域組織代表者・同会員を中心に多くの関係者の参加のもと、研修会が始まりました。冒頭で岸本稚清勤労者支援事業部企画運営委員長からブロック研修会の経緯説明がありました。

ブロック研修会は新事業であり、会員の資質向上、自己研磨を目的とした研修であることを強く示しました。

岡山県栄養士会森恵子会長よりお祝いのことば、専門職業人としてエビデンスを生かした知識と食技能を確かなものとし「全ての人々の自己実現を目指してすこやかによりよく生きる」ことのニーズに応えるよう努力することと、平成25年度日本栄養士会事業計画・会員に関する取り組みについてお話いただきました後、議事進行に従いブロック研修会を開催いたしました。



講演

「心と体をみがく食生活」

岡山県立大学保健福祉学部栄養学科 富岡加代子
「笑顔で美しく・体を守る栄養指導」

開業栄養士 森植恵子(元病院栄養士)
「熱中症対策について」

～イオン飲料の有効性と夏の水分補給～
大塚製薬(株)岡山出張所 山口啓幸

ランチョンセミナー

「岡山県産もち麦をフランス料理に応用した減塩と
薬膳の料理研究発表と夏期現場水分補給について」

元ホテルオークラ岡山総料理長 湯浅薫男
「おなかの中から介護予防」

医療法人青木内科小児科医院
あいの里クリニック次長 森光 大
「女性のためのビジネスマナー」

(株)フーズMH企画開発室長 本多佳代
「夏期の食中毒予防と衛生管理」

(株)フーズMH企画開発次長 藤井悠子

情報交換会(調理室、栄養管理室見学)

情報交換会では、二つのグループに分かれました。

一つのグループは施設見学を行い、調理室、栄養管理室の見学をしました。倉敷スイートタウンは、スイートレジデンス、スイートホテルなどの複合施設となっています。入居者に合わせたおいしい食事を目指しており、見学参加者からは大変好評をいただきました。

もう一方のグループは意見交換を行いました。

県外の会員全員の方から意見をいただきました。情報ネットワークをさらに構築するきっかけになると参加者全員が感じられる交換会となりました。

最後になりましたが、今回の研修を通して私たちは、「プロ」として集団給食とは、健康管理とは何かを再度見つめ直す機会を与えられたと思います。働く人たちを支援する仕事を誇りに思いました。

(勤労者支援事業部中国・四国ブロック代表 本多佳代)



写真：
(株)フーズMH企画開発
藤井悠子次長の講演

研究教育事業部

研究教育事業部の重点事業について

本事業部における平成25年度の重点事業について、紹介いたします。

■社会貢献事業推進のためのブロック研修会充実に向けたリーダー研修事業

管理栄養士・栄養士の養成に携わる教員は、「国民の健康保持増進のために、全ての生活場面で、食をとおり、人びとのよきQOLを支えることのできる栄養士」を輩出する責務があります。具体的には、「有能にして、苦しみをともしてくれる情の厚い栄養士」「真の医療職たる栄養士」「自らの肩には、健康を豊かに育む自律的な食の営みへの支援をとおり、公衆の、尊厳あるよき人生（いのち）がかかっているとの自覚を有する栄養士」「社会に奉仕し、社会に育まれる栄養士」が求められています。このような人材を輩出するためには、栄養士の使命、義務・責任、公益奉仕の精神、職業倫理、その他専門職としての自覚に関する教育の強化、会員増対策が重要です。そこで、各ブロックならびに都道府県ごとに核となるリーダーを育成し、養成カリキュラムの標準化ならびに教育スキルのレベルアップを図るとともに、魅力的な管理栄養士・栄養士像を確立し、会員増につなげたいと考えています。

■研究教育領域における全国研修会の開催事業

国民の健康保持増進、疾病発症予防あるいは疾病の重症化の予防に寄与できる管理栄養士・栄養士を養成するためには、各ブロックならびに都道府県の研修をさらに発展させる形で、全国の管理栄養士・栄養士の養成施設に勤務する教員などが一堂に会し、養成教育に関する課題への対応、社会制度の変革への対応、必要なスキルアップ研修のあり方、グローバル化を勘案した臨地実習の検討、さらには、管理栄養士・栄養士の業務区分、試験制度、栄養士制度などを真剣に議論し、制度としてまとめる必要があります。

本年度の全国研修会は、平成26年3月1日・2日、奈良女子大学で開催いたします。詳細は、今後、「日本栄養士会雑誌」に掲載する予定です。

■管理栄養士ならびに栄養士養成校のネットワーク構築事業

管理栄養士・栄養士の養成校は、全国で303校（平成24年度）あります。そこで、それぞれの養成校の意見を集約し、情報の伝達をスムーズに行い、各養成校の教育内容の標準化と教員の共通理解を得るため、各養成校

の担当者を定め、養成校間の情報ネットワークを構築したいと考えています。

■ホームページの充実事業

日本栄養士会のホームページを介して社会に向けて健康栄養情報の発信と、管理栄養士・栄養士自らが科学的根拠を活用できるための情報を提供する予定です。特に、管理栄養士・栄養士に向けては、自ら活動あるいは発言（指導）する際に「文献を調べて行動する」という科学的根拠に基づいた活動ができるようなバックアップ体制の事業にしたいと考えています。

■食品企業などを介した栄養・食生活改善事業

本事業部の主な構成員は、管理栄養士・栄養士の養成施設（大学など）の教員だけではなく、企業などで食品の研究開発に携わる管理栄養士・栄養士の方々も含まれています。国民の食生活を考える上で食品会社が開発・販売する食品の比重は増えており、エビデンスベースの考え方を持つ管理栄養士・栄養士は国民の栄養・食生活改善のメッセンジャーとして活動が求められています。本年度は、これまでに「企業の研究開発分野における管理栄養士・栄養士の活躍」と題して開催してきた日本栄養改善学会総会自由集会におけるミニシンポジウム事例の系統的分析を行います。これにより、分野を超えた食品企業の研究開発・広報・マーケティング部門に勤務する管理栄養士・栄養士のネットワークの構築に努め、このネットワークを活用し栄養学の基礎研究が商品にどのように繋がっているかを考え、食品企業などの研究開発分野で管理栄養士・栄養士が活躍することの重要性や活躍領域の確立・拡大に向けた方策の検討を研究ベースで実施したいと考えています。

■企画運営委員会の開催事業

本事業部では、これらの事業を維持、継続するために、活動戦略（Ⅰ. 栄養士制度の関わる事項、Ⅱ. 教育・研究に関わる事項、Ⅲ. 社会貢献（栄養CS）、情報発信、ネットワークに関わる事項）を立案していますが、これらの推進を図り、この流れを維持継続していくためには、企画運営委員会が主となり、地域のリーダーとの連携、各養成校教員との意思疎通を図りながら進めていく必要があります。

（研究教育事業部企画運営委員 斎藤トシ子）

公衆衛生事業部

特定給食施設その偉大なる効果そして 管理栄養士・栄養士の成果を具体的に

平成25年3月29日に厚生労働省健康局長より「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」との通知が出されました。

最初に、「地域における行政栄養士（地方公共団体において地域住民に対する栄養指導等に従事する管理栄養士等をいう、以下同じ。）による健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策については、地域保健法（昭和22年法律第101号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施され、食育基本法（平成17年法律第63号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導等により、保健対策において健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進することが一層重要となってきた」という内容から始まり、都道府県および市町村・特別区の役割は、

- ・健康日本21（第二次）の着実な推進
- ・行政栄養士の職務の重要性にかんがみ、行政栄養士の計画的かつ継続的な確保への努力
- ・健康づくりおよび栄養・食生活の改善に関する施策の推進および行政栄養士の育成について最大に成果をあげるよう実施すること

の大きな三つの項目があげられています。

さらに、同時に通知されました「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」は、具体的な成果が求められています。

ここで、特定給食施設とは？

特定給食施設は、健康増進法第20条・21条に、特定かつ多数のものに対して継続的に食事を供給する施設として定義され、第22条・第23条・第24条に「都道府県知事が特定給食施設の設置者に対して栄養管理を確保するために必要があるときは、指導および助言をすることができる」と規定されています。

労働安全衛生法第631条において、「給食施設の栄養の確保及び向上について必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定され、また事業付属寄宿舎規程（昭和22年労働省令第7号）の第26条には「1回300食以上の給食を行う場合には、栄養士をおかなければならない」と義務化されています。

大勢の国民に継続的に給食提供する場合は、これだけの責務が事業者と行政指導に課されています。今、事業所給食である社員食堂や大学・学校給食そして幼稚

園給食のレシピ本が売れている状況の中、長年の特定給食が果たしていた役割の成果がやっと注目をあびたといっても過言ではありません。

今回の通知では、健康増進を目的とした特定給食施設において、現状分析に基づく効率的・効果的な指導および支援については、管理栄養士・栄養士の配置状況と肥満・やせの割合を把握し、肥満もしくはやせの割合が増加している施設については、指導・助言の対象施設とするといった深く入り込んだ支援の方針が出されました。

また、施設の管理栄養士・栄養士のスキルアップは、職能団体との連携による技術研修の実施を行うなど日本栄養士会や都道府県栄養士会との連携事業が求められています。新たな特定給食施設への展開により職域保健領域の健康増進向上が進められていきます。

特定給食施設指導には長い歴史があり、日本における集団給食施設から始まり多くの方の健康状態を支えてきた現状があります。

昭和63年にアクティブ80ヘルスプランが出されました、若輩だった頃の話です。当時、住民健診の実施は、保健所予防課スタッフがレントゲン車に乗り小学校を拠点として地域住民の健康診断をしていました。さらに受託健診と称して小規模企業の健診も実施していました。地域診断した結果、高血圧の有所見者が多いことが分かりました。住民には、高血圧予防教室を実施し、一般企業では多摩川沿いに並ぶ土木工事現場の宿舎を巡回指導しました。当時は厨房の床は土がむき出しで、衛生上不適であるとの指導をしました。また、献立の指導と、通常の飲料水として冷蔵庫の中にはコーラや炭酸飲料が山ほど入っていましたので糖分の摂りすぎや、肉体労働の方には、水分は必要だが麦茶やお茶、水が体に良いことを伝えました。寮の方たちは、真剣に話を聞いてくれて改善方法をお互いに模索しました。寮に住む方たちは東北から単身赴任された方が多く、食生活環境を改善する必要がありました。多摩川の流れに沿って巡回したことを覚えています。特定給食施設が持つ役割は大きなものです。新しい時代に則した巡回指導を私たち行政栄養士が模索し成果をまとめる時代が来ました。

全ての世代の健康を守るために、特定給食施設は社会にとって大きな存在です。

（公衆衛生事業部企画運営委員長 梶 忍）

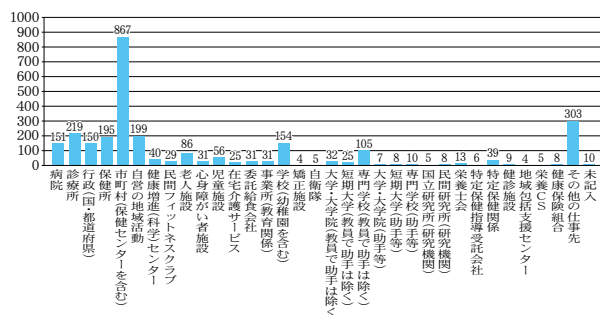
地域活動事業部

地域活動栄養士の活動実態と栄養ケア・ステーション/
中国・四国地区別グループ研修会の報告

◆地域活動栄養士の活動実態と栄養ケア・ステーション

日本栄養士会は公益社団法人としてスタートし、国民に向けた地域密着型の活動拠点として、「栄養ケア・ステーション」の整備を推進しています。そうした中で、フリーで活動している会員の多い地域活動事業部に、栄養ケア・ステーションの担い手としての期待が寄せられていることが感じられます。

しかし、当事業部で実施した会員の活動実態調査や会員による意見から会員の活動状況に多くの課題があることが分かりました。その一つとして、平成23年度に実施した特定保健指導・食育等の事業従事実態調査の結果があります。



上のグラフは、会員の主な従事先です。地元市町村事業が飛びぬけて多くなっていますが、その従事先は多岐に渡っており、一人の管理栄養士・栄養士が、多様な分野の栄養の指導に携わっていることが伺えます。しかし、「栄養士として仕事に従事し、年間収入があった」という回答者は83.2%、年間収入があって「年収額を回答したもの」は、年収103万円未満が75.5%を占め、そのうち30万円以下が34.8%でした。また、この調査の回収率は20%と非常に低いものでしたがそこからは、地域活動事業部の会員には、積極的に「仕事」として栄養の指導に当たっている会員と、有資格者であることの拠りどころとしての会員の二つが存在することが伺われます。また、活動をしていても、「社会参加」を主目的としている会員が多い、との推察もできます。そのいずれも大切な会員であり、マンパワーであると思います。

「栄養ケア・ステーション事業を進めようとしても、人材が居ない。仕事ができる人はスケジュールがいっぱいで対応ができない」などが、一番の事業推進のネックとし

て聞かれますが、こうした地域活動栄養士の現状をきちんと把握し、理解したうえで人材確保や体制整備について考えていかなければならないと思います。地域密着型の栄養ケア・ステーションに定型はないと思います。高度な専門技術を駆使しての事業はもちろんのこと、日常の家庭生活の延長の中でも、専門知識の有効活用の方途はあるはずです。国の「健康日本21(第二次)」の「(4)健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標」の中でも、「(iv)健康づくりに関して身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加」として、栄養ケア・ステーションなどの平成34年度目標数があげられています。

人材の発掘と育成、そのためには、まず、この会を拠りどころとしている会員が魅力を感じられる組織作り、そして、有資格者としての誇りと責任感から、それぞれの立場で、自ら社会環境整備の一翼を担いたいと思えるような草の根運動を広げていきたいと思っています。

(地域活動事業部企画運営委員長 角谷ヒロ子)

◆中国・四国地区別グループ研修会の報告

管理栄養士・栄養士が地域の実情やニーズに合わせた活動をするために求められる知識や技術を習得し、他職種や住民とともに研修することで、情報を共有し連携を深め、新しい視点と実践力を身に付けることを目的に、今年度全国5カ所で地区別グループ研修会を開催します。中国・四国地区は8月17日(土)に島根県で開催されました。演題は「栄養士に役立つコミュニケーション力!!」。会場のパルメイト出雲に、県内外から35名が集まりました。参加者は栄養士だけではなく、保健師・看護師など他職種が多く参加しました。

講師は名古屋学芸大学管理栄養学部准教授の山内恵子先生で、午前中は主に気質について、午後はアサーションスキルを学びました。講義とワークショップで参加者は、20分で行動変容につながるスキルだけでなく、自己カウンセリング力、自己表現力がアップでき、夫婦・子ども・職場での人間関係の気付きにつながり、セミナーが終わる頃には、自己表現が上手にできるようになっていました。

(地域活動事業部企画運営委員 伊藤孝子)

都道府県栄養士会会長に聞く!!



第10回いい日いい汗栄養まつり

(公社)宮城県栄養士会
石川文子 会長

平成25年4月公益社団法人の認可を受け、公益法人としての活動について、改めて問われています。

このような中で、(公益1)栄養改善・健康づくりおよび生活習慣病予防に関する事業としての大きいイベントとして「いい日いい汗栄養まつり」の取り組みがあります。みやぎ健康の日、11月11日「いい日、いい身体、いい心」の制定をきっかけに、平成15年度から毎年開催し、23年度は休みましたが、今年度で10回目を迎えます。県内健康づくり関係団体(歯科医師会、薬剤師会、看護協会、健康運動士会、歯科衛生士会、臨床検査技師会、柔道整復師会、食と健康の関連企業)と連携しての開催です。今年度のテーマは、「健康日本21～食べて、笑って、運動しよう!～」です。内容は、健康計測(インボディ・BMI・体脂肪・骨密度)、歯周病検査、生活習慣病予防、食育パネル展示、食生活バランス診断と栄養相談、血圧相談、薬の相談、禁煙相談、口腔ケア

の相談、運動の相談、ステージイベント(養成校の学生による食育・歯科衛生士のわはは体操・健康運動指導士の手軽にできる体操)などを計画しております。(昨年度は770名参加)

また、同日県民公開講座として、「減塩にうま味を活かす」と題して1時間の講演も行います。(昨年度は140名参加)11月23日を定例化しての開催です。

今年度は、さらに公益1の新事業として生活習慣病の予防をテーマにした連続講座「健康をデザインする」(講話と調理実習)を7月・8月・9月の3回行います。公募し、定員25名としていますが、抽選をしなければならないほどの盛況ぶりです。まさしく、継続は力なりといいますが、今後も県民への活動に積極的に取り組みたいと考えております。併せて、公益法人としてのあり方について会員とともに検討してまいりたいと思います。



組織力と経営力

(公社)愛知県栄養士会
藤野敏夫 会長

特定保健指導担当者育成を要因に会員数は過去最大となり、事業の拡大を図ってまいりました。しかし、この5年間毎年100名程度の会員減少に歯止めがかからない状況は、本会経営に重石となっています。

栄養ケア・ステーションにおける特定保健指導の機会が得られない状況により、会員減少が始まり、団塊世代の退職と、新卒者の未加入増加が後押しする状況となっています。

本県の管理栄養士・栄養士養成校は現在19校で、需要と供給のバランスが崩壊した状況下であり、その影響なのか、景気を要因としているのか、初任給の低下傾向がみられ会費を大きな負担に感じていることも想定されます。

昨年度より、新人会員対策として協力していただける養成校に赴き「職業倫理と栄養士会の活動」と題した講話を実施しており、今年度の会員増に期待しているところです。

継続会員対策にあっては各種、学会参加費が優先となり、本会加入を見合わせてしまうことも考えられ、現

会員の組織離脱防止に、魅力ある事業と相応の負担に見合う内容の事業が必要です。また、退職者の知識力と実践力を活かすことのできる栄養ケア・ステーション業務の低迷傾向は、業務獲得のノウハウもなく苦慮している状況を打開し、活躍できる場の提供と、近未来に想定される東南海地震に備えた「あいちD-DAT」の推進は喫緊の課題であり、会員の理解と使命を高める活動展開が求められる中、県内活動に限定した、健康で経験豊かな退職者の積極的な災害支援チームへの参加なども会員減対策としていますが、特効薬は見つからず、短期的な収益事業対応で経営を保つ状況から、長期展望の持てる組織強化と栄養ケア・ステーション運営などを、理事会と会員協力の下に推進し、経営の安定化を図らなければなりません。

会費は組織力の指標であり、経営の根幹をなすものです。事業縮小をすることなく、魅力ある事業展開と最新情報の発信などにより、組織強化と経営力の安定化に邁進してまいります。

法人設立30周年記念事業を展開中

(公社)岡山県栄養士会
森 恵子 会長



岡山県栄養士会は、平成26年度に法人設立30周年を迎えます。

そこで、平成25・26年度に法人設立30周年記念事業を県下各地で今まで以上に活発に展開していくこととなりました。また、このイベント時にのぼりを立てて

栄養士会活動のアピールをすること、のぼりに掲げるキャッチフレーズは会員から募集をすることを決めました。

「今の食事が未来の健康」、「食べることは生きること 食生活を大切に!」、「あなたの健康づくりを栄養・食生活面からサポートします」の3点が選ばれ、さっそくイ

ベントに登場しています。また、卓上用の小さなのぼり旗も作り、相談コーナーに置いています。

岡山県栄養士会にはマスコットキャラクター「うさこ先生」がいます。リーフレットに栄養士「うさこ先生」と栄養士にいろいろ質問する「なる吉くん」が登場したのは平成17年、それ以来、うさこ先生は大活躍です。

そして、栄養士会と栄養士を思い浮かべられる、使いやすい、誰にでも似合う、体の大きさに関係なく、調節して使用できるなどを検討してでき上がったのが黄色のエプロンです。このエプロンをつけて30周年に向け、県民の方々に栄養士さんがいて良かったと言ってももらえる活動を展開しています。



新米会長の意気込み

(公社)鹿児島県栄養士会
叶内宏明 会長

2012年6月、前会長から役を引継ぎ、おそらく全国で最も若い代表理事となりました。1年が経ちましたが、まだ私のカラーが存分にできていないと反省しております。これまでに多数の会議に出席し、おそらく会長にしなければ出会うこともなかったであろう鹿児島県医師会理事や県行政の皆様と話をさせていただくことができ、県が抱える医療問題を肌で感じました。鹿児島県は脳卒中での死亡率が全国で4位、透析患者数が全国で5位と不名誉な記録となっています。本年度から始まった「鹿児島県保健医療計画」および「健康かごしま21(25年度～34年度)」において脳卒中对策と慢性腎臓病対策が重点項目となり、医療関係者と連携して鹿児島県栄養士会も活動をしています。最近の成果として「かんたんヘルシー減塩レシピ集」を作成、また、

年に1回の県民公開講座、月に1回の管理栄養士によるクッキング講座を継続して行っています。

この原稿を書いている最中、鹿児島中心街が暗闇に包まれる程の桜島の降灰がありました。大爆発の可能性はまだ低いとのことですが、噴火すれば大きな災害になることが想定されています。JDA-DATの発足と活動の充実化が日本栄養士会主体で進められていますが、鹿児島県においても災害時に鹿児島県栄養士会が活動できる環境の整備が必須であると考えています。

その他、訪問栄養指導への取り組みなど大きな課題もありますが、会員からの要望にも耳を傾けながら、顧問ならびに理事とともに鹿児島県栄養士会を盛り上げ、その成果が県民の健康と福祉の増進につながるよう努力したいと思っております。



管理栄養士っておもしろい!!

神奈川県立ひばりが丘学園 熊倉 明日香

初めての勤務先は保健福祉事務所で、国民健康栄養調査や特定給食施設指導など、行政栄養士として幅広い業務に携わり、公衆栄養の奥深さと可能性の広さを実感しました。その後、知的障害児の入所施設に異動し、献立作成や栄養ケア・マネジメントの実施など、前の職場とは全く違う業務内容ですが、こちらもとてもやりがいを感じています。先日初めて、一部の利用者を対象とした食育教室を実施しました。初回は食材カードを用いて食事のバランスと赤・黄・緑の3色分けの話をしました。ちゃんとみんなに伝わるかなあ…と初めてのことで不安でした。翌日、ホーム長から「今朝の食事場面で子どもたちが『納豆って黄色?』『赤だよ!』『ほんとだ!3色揃ってる!』なんて会話をしていました」という報告を受け、心底嬉しく思いました。管理栄養士になって良かったと思った瞬間でした。

勤務先が違って、それぞれに管理栄養士のおもしろさを感じています。どこで働いても対象者の役に立てるような管理栄養士になるべく、これからも日々学んでいきたいと思っています!

“会員の声”のコーナーの原稿を募集しています

内容は、「日本栄養士会へ望むこと」「管理栄養士・栄養士として」などをテーマに400字程度にまとめてください。原稿、氏名、会員番号、連絡先住所、電話番号を記入のうえ、メール(info@dietitian.or.jp)またはファクシミリ(03-3295-5165)でお送りください。

vol.3-No.3への原稿募集期間は、平成25年10月1日(火)～10月31日(木)です。

いただいた原稿は会報「栄養日本・礎」でご紹介させていただくとともに、今後の会の運営・執行の参考にさせていただきます。原則として質問などに対する回答はいたしません。掲載の可否等については、本会へご一任ください。

編 集 後 記

○平成25年度定時総会における小松会長の講演内容「栄養士・管理栄養士の将来像」の中で大きく取り上げられた、栄養士法第一条に書かれている「栄養の指導」、この言葉皆さんはどのように考えますか?各職域事業部で、「栄養士・管理栄養士の将来像」の内容を検討する機会を持つてはどうでしょうか。

○日本にとってのメリットもあればデメリットもある「TPP」私たちのまわりを見回せば、農業問題、食の安全性、医療問題などいろいろと危惧される問題が目白押し、一人で解決(対応)できない問題も組織力の強化を図り、解決していくことが重要になります。

○この夏の日本、猛暑を乗り越えた酷暑(東京では、最低気温が30度以上の「超熱帯夜」の日も)、熱中症の発生、水不足の地域もあれば局地的なゲリラ豪雨(従来の時間50mm/hではなく100mm/hと想像を絶する雨量)の地域もあり、9月に入って「F2」規模の竜巻の発生など全国各地に被害をもたらしました。これらの状況を見ると、地球の温暖化が進み、日本もついに温暖気候から熱帯気候…とも思わすような全国各地の異常気象!今年の冬は、暖冬それとも厳冬?

○2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定しました。皆さんも一緒に盛り上げましょう。

(公社)日本栄養士会理事 柵木嘉和